

独立行政法人会計の実務上のQ & A

平成14年4月15日

日本公認会計士協会

目 次

運営費交付金の会計処理	1
施設費の会計処理	2
寄附金の会計処理	3
受託研究で取得した固定資産の会計処理	4
特定の償却資産の減価に係る会計処理	5
退職手当に係る会計処理	6
利益処分	7
行政サービス実施コスト計算書	8
表示	8
その他	13

(凡 例)

通則法	: 独立行政法人通則法
会計基準	: 独立行政法人会計基準
注解	: 独立行政法人会計基準注解
Q&A	: 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」 に関するQ&A

運営費交付金の会計処理

1. 中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合の運営費交付金の収益化はどのように行うのでしょうか。

会計基準では、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には「当該業務等の達成度に応じて収益化する方法（注解34第2項（1）。以下「成果進行基準」という。）」によることが、また、上記の場合で業務の実施と運営費交付金財源が期間的に対応している場合には「一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化する方法（注解34第2項（2）。以下「期間進行基準」という。）」によることが認められています。

中期計画及び年度計画等において「一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合」とは、「当該一定の業務等に対して財源措置された運営費交付金の金額を示すこと」と解されます。しかし、現状において、中期計画や年度計画に一定の業務等に対する運営費交付金の額が明確に記載されていない場合があります。

これについては、平成12年4月に中央省庁等改革推進本部事務局がとりまとめた「独立行政法人・中期計画の予算等について」において、中期計画の参考資料として「運営費交付金債務を進行させるために、一定の業務等と運営費交付金との対応関係を明らかにするための書類を添付することができる」とされています。このことから、当該参考資料により、一定の業務等の範囲とそれに対する運営費交付金の額が把握できる場合には、成果進行基準および期間進行基準を適用できると考えられます。また、法人内において理事会等、一定の承認を得た年度予算の算定資料も両者の対応関係を示すものとして添付された参考資料に準じた取り扱いが可能と考えられます。

2. 運営費交付金の収益化において成果進行基準を採用した場合、業務の達成度はどのように測定し、収益化するのでしょうか。

業務の達成度としては「予定された成果の達成度」がまず考えられますが、「業務実施の進捗度」もここで言う業務の達成度を含めて考えられます。成果の達成度が収益化の基準としてはもっとも望ましいものと言えますが、成果の把握が明確に定量化できない場合は業務実施の進捗が生み出される成果と一定の相関関係をもつことは容易に想定されるものであり、「業務実施の進捗度」をもって業務の達成度を示すこととすることもできると思われれます。「業務実施の進捗度」について具体的に見てみると、業務の進行状態を定量的、客観的に把握することができる場合は当該進捗をもって計測し、進

捗度について明確な外形的測定を行うことが困難な場合等ではコスト面に着目する方法も考えられます。すなわち、業務実施の進捗はコストの発生と比例的な場合が多く、この場合は予定されたコストに対する発生したコストの比率を基礎として「業務実施の進捗度」とすることも可能と思われます。

3. 運営費交付金を賃借事務所の敷金に支出した場合、運営費交付金はどのように処理すべきでしょうか。

運営費交付金によって敷金を支払った場合、固定資産（非償却資産）の取得と同様であると考えます。事務所の敷金は法人の業務を行う上で必要なものと考えられますので、中期計画に想定されていることが予想されるため、その場合は、運営費交付金債務を資本剰余金に振り替え処理することになります。敷金が返還された場合は、固定資産の売却と同様、中期計画想定内のものについては敷金が現金に振り変わるのみであり、資本剰余金は据え置かれます。

<例示>

当期に敷金100を支払った。

敷金	100	現金預金	100
運営費交付金債務	100	資本剰余金	100

4. 運営費交付金の未使用分について、余資運用の観点から有価証券を取得しました。この場合の運営費交付金の会計処理についてはどのようになるのでしょうか。

有価証券の取得はあくまで余資の運用であって、予算の執行とは関係がありません。したがって、運営費交付金債務を取り崩すことはできません。

施設費の会計処理

5. 施設費を財源にして取得した特定償却資産の除却損は行政サービス実施コストを構成することになりますか。

企業会計においては、有形固定資産の処分時の会計処理は全て損益計算の範疇となります。他方、独立行政法人においては、固定資産を取得した際、取得原資拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、独立行政法人の財産的基礎を構成すると認められる場合には、相当額を資本剰余金として計上されることとなる場合があります。そのため、当

該固定資産の処分時の会計処理は、取得時の会計処理が資本計算に属するのか、損益計算に属するのかによって、対応が異なってくるわけです。このことから、施設費を財源にして取得した特定償却資産を除却した場合、除却損相当額は資本剰余金から減額されることとなります。(Q&A 29-5)

行政サービス実施コストは「独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト」を意味するものでありますので、特定償却資産に係る除却損相当額は行政サービス実施コストを構成することとなります。ただし、下記の例のように会計処理においては取得財源全額を資本剰余金から控除しますが、行政サービス実施コストの計算においては、過去において行政サービス実施コストとして計上された部分を除くことに注意が必要となります。

<例示>

特定償却資産（取得価額100、損益外減価償却累計額80）の資産を除却した場合、会計処理は、

資本剰余金	100	／	固定資産	100
減価償却累計額	80		損益外減価償却累計額	80

となりますが、行政サービス実施コストに計上すべき額は20となります。

なお、この場合の行政サービス実施コスト計算書の表示は次のようになります。

行政サービス実施コスト計算書（抜粋）		
損益外減価償却等相当額		× × ×
損益外減価償却相当額	× × ×	
損益外固定資産除却相当額	<u>20</u>	

寄附金の会計処理

6. ある事業の実施の財源として用途が特定された寄附金15百万円を受入れ、当該事業を実施しましたが、当該事業には間接費も含め13百万円の支出となりました。この場合の会計処理はどのようになりますか。

会計基準第75では、「独立行政法人が受領した寄附金については、寄附者がその用途を特定した場合又は寄附者が用途を特定していなくとも独立行政法人が使用に先立っ

てあらかじめ計画的に用途を特定した場合において、寄附金を受領した時点では預り寄附金として負債に計上し、当該用途に充てるための費用が発生した時点で当該費用に相当する額を預り寄附金から収益に振り替えなければならない。」とされています。

したがって、受け入れた寄附金は 事業の実施に当り寄附者から用途特定されたものですので、受け入れた15百万円は預り寄附金として処理し、当該費用の発生した時点で当該費用相当額について預り寄附金を取崩して寄附金収益として収益計上されることとなります。なお、「当該費用に相当する額」には、管理部門などの費用も含めることができるかとされています(Q&A 75-2)が、これらを含めてもなお、当該費用に相当する額が受け入れた寄附金の額よりも下回った場合については、用途が特定された事業が終了した時点で、受け入れた寄附金に対する負債性はなくなると考えられますので、預り寄附金全額を取り崩し、寄附金収益として処理するものと考えられます。

受託研究で取得した固定資産の会計処理

7. 国からの受託研究補助金を受ける場合、補助金で取得した固定資産は別途、契約書上で研究終了後に国の所有になることが明記されている場合があります。この場合、固定資産の会計処理はどのようになるのでしょうか。

会計基準では受託研究収入で自己所有の固定資産を取得した場合の会計処理は、

- (1) 汎用性のない場合には、研究期間にわたって償却(Q&A 77-3)
 - (2) 汎用性のある場合には使用予定期間にわたって償却(Q&A 8-3)
- することとされています。

取得当初から国に固定資産の所有権移転が予定されている場合の会計処理についても研究期間が複数年を要し、その間当該研究に独立行政法人が使用することを考えますと、一旦自己所有の固定資産に計上して減価償却を実施することになります。

<例示>

×1年に国から受託研究補助金1,000を受け取り、初年度において測定機器400を取得した。研究期間は2年である。支出経費は×1年度250、×2年度350であった。なお、契約条件で上記測定機器は研究終了後、国に返還することが明記されている。

×1年目

預 金	1,000	／ 受託研究前受金	1,000
-----	-------	-----------	-------

器具備品	400	／ 預 金	400
------	-----	-------	-----

未成受託研究支出金	250	／ 預 金	250
-----------	-----	-------	-----

減価償却費	180	／ 減価償却累計額	180
-------	-----	-----------	-----

未成受託研究支出金	180	／ 減価償却費	180
-----------	-----	---------	-----

× 2 年目

未成受託研究支出金	350	／ 預 金	350
-----------	-----	-------	-----

減価償却費	180	／ 減価償却累計額	180
-------	-----	-----------	-----

未成受託研究支出金	180	／ 減価償却費	180
-----------	-----	---------	-----

受託研究費	960	／ 未成受託研究支出金	960
-------	-----	-------------	-----

受託研究前受金	1,000	／ 受託研究収益	1,000
---------	-------	----------	-------

減価償却累計額	360	／ 器具備品	400
固定資産除却損	40		

特定の償却資産の減価に係る会計処理

8 . 施設費を財源として取得した会計基準第77の特定資産について天災・事故等による毀損が生じました。この際に、受領した保険金をもって滅失資産と同様に特定資産たる代替資産を取得した場合の会計処理はどのようになりますか。

会計基準第77では、「独立行政法人が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償

却相当額は、損益計算書の費用には計上せず、資本剰余金を減額することとする。」とされています。

一方、設問のように特定資産に係る保険金をもって特定資産たる代替資産を取得した場合に、仮に受取保険金を収益として取り扱いますと多額の利益が損益計算書に計上されることになり、代替資産に係る減価償却相当額は資本剰余金から控除されることとの均衡を失する結果となります。また、滅失資産の財源が施設費であれば拠出者の意思を尊重して代替資産の取得財源も資本化する必要があるものと考えます。

したがって、滅失資産の財源が施設費であって、代替取得資産が特定資産化された場合には保険金のうち代替資産の取得価額を資本剰余金として処理することが妥当であると考えます。なお、独立行政法人において圧縮記帳は認められません。

<例示>

火災の発生により、建物（取得価額100、減価償却累計額60）が滅失し、当該建物に係る受取保険金100により新たな建物95を取得した。

（１）滅失資産の仕訳

資本剰余金	100	／	建物	100
減価償却累計額	60		損益外減価償却累計額	60

（２）保険金入金の仕訳

現金預金	100	／	未決算勘定	100
------	-----	---	-------	-----

（３）代替資産取得時の仕訳

建物	95	／	現金預金	95
未決算勘定	100		資本剰余金	95
			保険差益	5

退職手当に係る会計処理

9. 移行後において自己収入により退職手当の措置を行うこととされた場合には、過去勤務部分も含めて退職手当引当金を計上しなければなりません。この場合の会計処理はどのような会計処理になるのでしょうか。

収益に占める自己収入の割合が大きい独立行政法人にあって退職手当が運営費交付

金で措置されないこととなった場合、過去勤務部分も含めて退職手当引当金を計上しなければならぬと規定されています(Q&A 78-2)。過去勤務部分は金額が多額になること及び臨時に発生する費用であると考えられるため、臨時損失として処理されます。この場合、当期における増加額も含めてその会計処理を示すと以下のようになります。

退職手当引当金繰入額	-	業務費	××	/	退職手当引当金	××	
退職手当引当金繰入額	-	一般管理費	××				
退職手当引当金繰入額	-	臨時損失	××				

利益処分

10. 個別法において積立金を次の中期目標期間に繰り越す旨の規定が設けられている独立行政法人において作成が求められる「国庫納付金計算書」の様式とはどのようなになりますか。

中期計画期間終了時に利益剰余金が存在する場合においては、「例えば半額を積み立て半額を国庫納付する等別に法令で定めることとする。」(中央省庁等改革に係る大綱)と規定され、個別法において国庫納付金に関する規定が具体的に定められています。

この場合、中期目標期間の最終事業年度における「国庫納付金計算書」の様式は、たとえば次のようになるものと考えられます。

国庫納付金計算書	
積立金	×××
次期中期目標期間繰越額	×××
差引国庫納付金額	×××

行政サービス実施コスト計算書

11. 以下に掲げる収入は、行政サービス実施コスト計算書の作成上「運営費交付金に基づく収益以外の収益」として損益計算書における費用相当額から控除できるでしょうか。

- (1) 資産見返運営費交付金戻入
- (2) 資産見返寄附金戻入
- (3) 資産見返物品受贈額戻入
- (4) 国からの物品受贈益
- (5) 国からの受託収入

行政サービス実施コストは、「独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト」を意味するものであるため、損益計算書における費用相当額から運営費交付金に基づく収益以外の収益を控除します。

したがって、設問中の(1)(3)(4)はその取得原資が税金であることから運営費交付金に基づく収益以外の収益として取り扱うことはできないものと考えます。(2)の寄附金戻入財源が税金からの拠出でないこと、(5)の受託収入が対価性があることから、それぞれ控除できるものと考えます。

- (1) 控除できない
- (2) 控除できる
- (3) 控除できない
- (4) 控除できない
- (5) 控除できる

表示

12. 受託研究に対応する費用を区分して計算し、必ず表示する必要があるのでしょうか。また、同様に寄附金見合いの費用は別表示しなければならないのでしょうか。

独立行政法人においては、業績評価の観点から資金源泉と資金の用途との対応関係が求められます。受託研究収入や寄附金収入に金額的に重要性がある場合、収入額と費用額の対応関係を損益計算書上で表示することが望ましいものと考えられます。

13. 会計基準注解32の2に、開示すべき会計方針が定められていますが具体的にどのように記載すればよいのでしょうか。

財務諸表に注記すべき会計方針は注解32の2に例示されていますが、それ以外にもり

ース取引や消費税の会計処理などを会計方針として注記することになります。会計方針の記載は各法人の判断により記載することになりますが、標準的な例を示すと次のようになります。なお、注記については独立行政法人の理解するために有用と思われる固有の処理についても記載することが望ましいと考えます。

重要な会計方針

1. 運営費交付金収益の計上基準
進行基準を採用しております。
2. 減価償却の会計処理方法
 - (1) 有形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	～	年
機械装置	～	年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第77）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（年）に基づいております。
3. 退職手当に係る引当金及び見積額の計上方法
職員の退職手当については財源措置がなされるため、退職手当に係る引当金は計上しておりません。
また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職手当増加見積額は、自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。
4. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
 - (1) 国有財産無償使用の機会費用の計算方法
近隣の地代や賃貸料を参考に計算しております。
 - (2) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
国債利回り等を参考に×%で計算しております。
5. リース取引の処理方法
リース料総額が××円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
リース料総額が××円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

14．役員及び職員の給与費に関する附属明細書はどのように記載するのでしょうか。

「役員及び職員の給与費の明細」の具体的な内容はQ&A 71-1のA8に記載されています。独立行政法人の人件費を考える場合に役員及び職員のみでなく、非常勤職員や臨時職員の給与が損益計算書の人件費として集計されます。附属明細書は財務諸表の詳細情報を示すものであるため、基本的には損益計算書の人件費に関する附属明細書としての位置付けが考えられることから、非常勤職員や臨時職員の人件費についても附属明細書に含めて開示することが望ましいものと考えられます。

なお、中期計画において損益計算書と異なる範囲で予算上の人件費が定められている場合は、差異の内容が附属明細書で説明されていることが国民その他の利害関係者への開示の観点より有用と思われれます。

15．セグメント情報の開示様式はどのようになりますか。

会計基準第35及び注解19において、セグメント情報として開示すべき事項は、事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する総資産額とされていますが、セグメントにかかる財務情報を開示する上で、これらの情報以外に必要と認められる情報の開示を妨げる趣旨ではありません。したがって、セグメント情報の作成にあたっては、各独立行政法人が判断して必要と認められる情報を開示することになります。以下に参考として標準的な記載内容、留意事項として記載例を示します。

< 記載例 >

	A事業	B事業	C事業	計	全社	合計
事業費用						
事業収益						
事業損益						
総資産						

記載上の留意事項

- (1) 事業費用は各セグメントの事業実施により発生した事業費用合計とする。
- (2) 事業収益は各セグメントの事業実施により発生した事業収益合計とする。
- (3) 事業損益は事業収益と事業費用の差額を記載するものとする。事業損益の合計は損益計算書の経常損益と一致する。
- (4) 事業の種類区分方法及び事業の内容を脚注する。
- (5) 総資産は各セグメントの事業実施に必要な資産の額を記載する。
- (6) 事業費用のうち各セグメントに配賦しなかったものは、配賦不能費用として全社

の欄に記載し、その金額及び主な内容を脚注する。

- (7) 総資産のうち各セグメントに配賦しなかったものは、全社の欄に記載し、その金額及び主な内容を脚注する。
- (8) 目的積立金を財源とする事業費用が含まれている場合は、その旨、金額を脚注する。
- (9) セグメント情報の記載に当たっては、事業費用の配分方法、資産の配分方法等について継続性が維持されるよう配慮する。

なお、記載対象セグメント、営業費用の配分方法、資産の配分方法等を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与えている影響を記載する。但し、セグメント情報に与える影響が軽微な場合には、これを省略することができる。

16. セグメント情報について、以下の事項の取扱いはどのようになるのでしょうか。

- (1) 配賦不能費用や全社資産の取扱い
- (2) 目的積立金の取崩について
- (3) 一般管理費の取扱い
- (4) 損益外減価償却相当額

- (1) セグメントに配賦することができない事業費用及び資産については、全社欄に記載します。
- (2) セグメント情報は、損益計算書における経常費用及び経常収益並びに総資産を事業単位で按分した内訳表と捉えることができます。ここで、目的積立金の取崩しを財源とする費用が発生した場合、当該費用はセグメント情報の事業費用として記載されますが、その財源である目的積立金の取崩の表示が問題となります。費用の発生は損益計算書の経常費用として処理されますが、目的積立金の取崩は損益計算書の当期純利益の次に記載されるためです。目的積立金の取崩をセグメント情報へ加えることは明瞭な表示を損ねるおそれがあることから、目的積立金の取崩がある場合はセグメント情報の脚注として記載します。
- (3) セグメント情報作成にあたっては、損益計算書における経常費用を合理的な基準により各セグメントへ配賦することが求められます。しかし、経常費用のうち一般管理費については、管理部門における費用を主たる内容とすることが想定されますので、各セグメントへ配賦できる費用とは捉えづらい状況にあります。この場合には、一般管理費は全社欄に記載します。
- (4) 損益外減価償却相当額は損益計算上、費用として計上されませんので、損益情報としてセグメント情報には記載ができません。しかしながら、損益外減価償却相当額は、一般的に金額的重要性があり、かつ、セグメントの発生コストを把握する上では重要ですので、セグメント情報の脚注に各セグメント別の金額を

記載します。

17. 決算報告書の開示様式はどのようになりますか。

(様式例)

区分	予算額	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金				
施設整備費補助金				
受託収入				
計				
支出				
業務経費				
施設整備費				
受託経費				
一般管理費				
人件費				
計				

記載上の留意事項

- (1) 決算報告書における区分は、年度計画に記載されている予算に従う。
- (2) 予算額は当該年度の年度計画に記載されている予算金額とする。
- (3) 年度計画の変更により予算額に変更があった場合は、変更後の金額を予算額とする。
- (4) 決算額は、収入については現金預金の収入額に期首期末の未収金額等を加減算したものを記載し、支出については、現金預金の支出額に期首期末の未払金額等を加減算したものを記載する。
- (5) 予算額と決算額の差額を記載し、備考欄に差額の生じた理由を簡潔に記載する。
- (6) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分に差がある場合には、その相違の概要を備考欄に記載する。

18. 決算報告書について、以下の事項の取扱いはどのようになるのでしょうか。

- (1) 決算報告書で記載される「予算」とは年度計画に記載している予算と同一と解してよいでしょうか。
- (2) 予算執行の段階で予算を変更した場合に、当該事項を決算報告書に反映させる必要があるでしょうか。
- (3) 決算報告書で記載される「決算」とは資金収支ベースによるものと解してよいでしょうか。

- (1) 通則法第31条第1項の規定に基づき、年度計画の1項目として予算が公表されています。決算報告書は当該予算の執行状況を表すものであると想定されますので、決算報告書に記載される予算は年度計画に記載されている予算と同一のものであると考えられます。
- (2) 例えば、年度計画の予算においては一般管理費であったものが業務経費として執行される場合があります。この場合は当該予算の変更は決算報告書には反映せず、決算額を業務経費として処理します。この処理により生じる差額の発生理由は備考欄において簡潔に記載します。
- (3) 決算額は予算執行した金額を記載します。ここで予算執行の意味が問題となります。会計基準第33の規定により、独立行政法人の財務諸表は発生主義により処理することが定められています。決算報告書は財務諸表として位置付けられてはいませんが、それは財務諸表とあわせて主務大臣に提出され、承認を受けた後、一般の閲覧に供されることとなります。そのため、財務諸表に記載されている数値を予算に対する執行額として捉えることが財務諸表及び決算報告書を利用する人々にとって分かりやすいものとなります。したがって、決算報告書に記載する決算額は収入については現金預金の収入額に期首期末の未収金額等を加減算したものを記載し、支出については、現金預金の支出額に期首期末の未払金額等を加減算したものを記載します。

その他

19. Q&A28-1において「金融商品に係る会計基準」は適用されないとありますが、適用できる場合もありますか。

Q&A28-1においては、金融商品の多様化、価格変動リスクの拡大、取引の国際化等企業会計をとりまく環境が急速に変化する中で、会計処理の透明性を高めるために、企業会計において「金融商品に係る会計基準」が策定されたものであり、その制度設計において余裕金の運用及び出資等が厳しく制約されている独立行政法人の状況とは大きく異なることから、「金融商品に係る会計基準」は独立行政法人には適用されないと規定しているところです。

しかしながら、この規定は、余裕金の運用資産に時価評価を導入するかどうかという視点に立ったものであり、同基準の全ての規定について適用を禁止するという趣旨ではないと解されます。したがって、同基準のうち独立行政法人に適用することが適切であると判断される部分については独立行政法人に適用しても問題はないものと思われます。例えば、金融資産の発生・消滅の認識や貸倒見積高の算定などが該当します。

20. 科学研究費補助金の会計処理は、研究者個人に対して支給されるものとして預り

金処理すべきなのでしょうか、それとも独立行政法人の業務の一環として行うので収益として処理すべきでしょうか。

科学研究費補助金はいわゆる競争的資金として一人又は複数の研究者により行われる研究計画の研究代表者に交付される補助金であり、研究機関に交付されるものではありません。したがって、研究機関では当該補助金を機関収入に算入することはできないものとされています。（「科学研究費補助金 交付・執行等事務の手引」 日本学術振興会編）

一方、同手引においては補助金の取扱事務は研究機関の事務局で処理することとされています。これらのことから、独立行政法人が科学研究費補助金の事務委託を受けた場合には、預り金として処理します。なお、その場合には補助金に含まれる間接費相当額は法人の収益として整理します。

なお、研究終了後に補助金で購入した固定資産を研究者個人から寄贈された場合には適正な評価額をもって受け入れます。

21. ファイナンス・リース資産の資産計上基準は何万円以上が妥当でしょうか。

独立行政法人のリース会計については原則法によることが求められ、ファイナンス・リース資産については資産計上しなければなりません。しかし、すべてのファイナンス・リース資産を固定資産計上しなければならないのではなく、重要性の原則によりリース契約1件当たりのリース料総額が一定額以上のものについて資産計上を行えばよいと考えます。この場合の資産計上基準は各独立行政法人が採用している固定資産計上基準によること、あるいはリース会計基準で定めている3百万円によることが考えられます。

なお、独立行政法人において原則法を採用する理由としては、今後の残リース料である簿外債務を貸借対照表に負債として明示することにあるものと考えられます。そのことから、契約1件当りの金額が資産計上基準未満であっても、複数件の契約があり、残リース料の総額が高額になる場合には、重要性の原則によって資産計上すると同時に負債計上することが必要になります。

22. 消費税の会計処理は税込み経理方式、税抜き経理方式ともに認められるでしょうか。

会計基準において消費税の経理処理に関する規定はありませんので、双方の処理が認められます。なお、選択した処理方法については会計方針への記載を必要とします。

以 上